資料５

盲ろう者通訳・介助者の派遣について

１．登録数（令和3年8月時点）

|  |  |
| --- | --- |
| 内訳 | 人数 |
| 登録有効 | 397人 |
| 登録無効＊ | 79人 |
| 合計 | 476人 |

　　＊現任研修未修了者。現在、活動停止中。

２．登録有効者の内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 内訳 | 人数 |
| 令和3年現任研修受講対象者 | 309人 |
|  | 免除者 | 80人 |
|  | 受講対象者 | 229人 |
| 令和４年以降現任研修受講対象者 | 88人 |
| 合計 | 397人 |

・令和3年度現任研修受講対象者229人のうち、受講の申し込みがあったのは137人。

・申し込みがなかった92人については、再度意向を確認。確認結果は以下のとおり。

（令和4年1月末時点）

|  |  |
| --- | --- |
| 内訳 | 人数 |
| 辞退の連絡あり | 54人 |
|  | 辞退届提出済み | 32人 |
|  | 辞退届未提出 | 22人 |
| 連絡なし | 38人 |
| 合計 | 92人 |

３．今後の予定

　（１）登録が無効の79人

派遣要綱第14条第３項に基づき、年度末に登録抹消手続きを行う。

　（２）令和3年度の現任研修未受講者92人

　　　辞退届の提出があった32人は、速やかに登録抹消手続きを行う。

辞退届未提出者（22人）及び連絡がない者（38人）については（１）同様に、派遣要綱第14条第３項に基づき、年度末に登録抹消手続きを行う。

（３）参考（派遣要綱抜粋）

　（通訳・介助者の登録）

第４条

３　前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間に、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第３条第２項に定める現任研修を修了しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

（登録の抹消）

第14条　府は、通訳・介助者が次の各号いずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

　　一　前条第１項第２号又は第３号に該当し情状が重いとき。

　　二　前条第１項の登録の停止に違反したとき。

　　三　第４条第２項各号の要件を満たさなくなったとき。

　　四　不正の手段により第４条第２項の登録を受けたとき。

２　府は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を利用者に公表するものとする。

３　府は、利用者又は通訳・介助者から大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業利用者又は通訳・介助者登録辞退届（様式第８号）による届け出があったとき又は通訳・介助者が第４条第３項により登録の効力を失ったときは、その登録を抹消することができる。